

利益相反対象範囲表

| 事 象 | 範 囲 |
|---|---|
| 収入（所得として計上される収入、謝金の総額を対象とし、交通費等の実費は除く） | 対象年度内の合計収入が1企業等から100万円以上のもの （例） ・兼務、兼業収入 ・知的財産権（特許、著作権等の移転）のロイヤリティ 等 |
| | 対象年度内の合計収入が1企業等から50万円以上のもの （例） ・原稿料 ・講演謝礼 等 |
| 個人に対する資金提供、設備及び備品等の供与 | それぞれ対象年度内の合計受入額が1企業等から100万円以上のもの |
| 物品、サービス等の購入 | それぞれ対象年度内の合計購入額が1企業等から100万円以上のもの |
| 受託研究、共同研究、治験等に参加する場合及び科学研究費補助金等の公的研究に応募する場合 | 対象年度内の合計受入額が1企業等から200万円以上のもの |
| 株式・新株予約権の取得・保有・売却 | 未公開株（公開後1年以内も含む）：1株以上 公開株：発行済み株の5%以上保有 |